

令和元年度第8回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月8日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・第2会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	小林	功			
会長職務代理者	14番	中澤	一博			
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要
	4番	小川	啓介	5番	葉狩	健一
	6番	福安	健	7番	國岡	美保子
	8番	池本	英夫	9番	植木	克茂
	10番	藤原	康生	11番	寺坂	富雄
	12番	竹下	るみ子			

4. 欠席委員(1人) 13番 山中 眞守

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

15番	前川	義憲	16番	草刈	章博
17番	平尾	晴次	18番	西沖	和己

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更の意見決定について

議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第5号 農地利用最適化推進施策に関する意見書について

第3 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用報告書について

報告第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本 勝彦 書記 安道 千景

8. 会議の概要

(開 会 午後2時03分)

事務局長

ただ今から、令和元年度第8回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し13名の出席で定足数を満たしておりますので、総会は成立しております。

それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。

会 長

皆さん、こんにちは。7月に、鳥取県農業会議の上場会長が母体である担い手育成機構の理事長を退任され、色々ありましたが長らく空席となっており、10月18日の理事会の中で、私が会長に選任されることとなりました。選任の際は、高齢だから受けませんと強く固辞しましたが、理事の方々からあなたしかいないと言われ、任期まで務まるかどうか判らないという不安なところもありましたが、やむなく県の農業会議の会長という重責を受ける形になりました。

先だって、皆さんと一緒に先進地視察として研修地を訪れました。やはり、耕作放棄地並びに新規参入。これには、智頭町の担い手の平均年齢が75歳近い。アンケートだけでも平均が73歳という状況の中で、これから先、日本の人口の状況から見ましても、今年度の65歳以上の割合が28.4パーセントということであります。2025年度。あと6、7年程しますと、65歳以上の方が30パーセントになろうと予測がたっております。また、2040年には65歳以上が35.3パーセントに。こういうことになりますと、国民の3割以上の方が65歳以上であることになります。鳥取県は下より全国の状況を見ましても、一次産業における従事者というのは高齢化が進んでおる。年々一歳ずつ上がってくるということになりますれば、新規参入していただいた若い世代の方に、農業を担っていただくということになるかと思っております。視察した先進地の赤井村では平均35.6歳の方が21名、新規参入され担い手として取り組んでおられる。現地を見られて、智頭町にはどのような形の中で農業の後継者を作っていくのか、こういうことが必要になってこようかと思っております。そういうことで皆さんには研修していただき、地域に根付いた取り組みを図っていただいたらなと思っております。視察後、県の農業会議で引継ぎや挨拶で4日間ほど県内各地をくまなく回ってきました。中部ではまだ飼料米の刈り取りをされていたり、畜産団地では規模拡大で資金を投じて増頭を図られておるといった状況などを見たり、話を聞いたりする中で、どこも厳しい状況ではなかろうかなと思いました。

もう一点は、災害のことを前回も申し上げたかも知れませんが、災害によって現在、農水関係の被害額が約2千5百億円を超えてしまったということで、これに対する支援が必要ではなかろうかということが新聞等々で言われております。これにつきましては、昨日、一昨日と2日間、全国農業会議に行きました時に、皆さんから一人当たり2千円の義援金をという話もあ

	<p>りました。今後、事務当局を通じてお願いが来ることになりましたら、一つ、協力方、よろしくお願い申し上げたいと思っております。</p> <p>またもう一点、全国農業委員会の会長代表者集会が11月28、29日に東京で開催されます。その時には、当委員会の事務局長も同行していただく予定にしております。井の中の蛙でなく、外の空気を吸っていただき、外部の状況というものを皆さんにお伝えする、そういう流れも必要ではないか。出来る限り予算化して広い意味での知識を吸収するというのも必要であるということで、町長部局にお願いをしているところでございます。</p> <p>それから、今年度の代表者集会。これにつきましては人・農地プラン等々もございしますが、農地利用の最適化、それから税制問題もございしますが、もう一点皆さんに、11月25日が全国農業者新聞の推進の最終日でございます。先月もお話し、やっていたいただいた方もおられますが、何とか身近な方にお願ひ申し上げて、20日までには必ず一人1部増部できる形をお願いあげておきたいと思っております。協力のほどよろしくお願い致します。</p> <p>本日は、開会前に会長就任を祝っていただき、厚くお礼を申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、5番 葉狩健一委員、6番 福安健委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第2 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」ですが、申請者より取下げ願ひが提出されました。</p> <p>これにつきまして、事務局より報告させます。</p>
事務局長	<p>既に議案としてお配りしております議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」ですが、昨日、11月7日付けで申請者より取下げ願ひが提出されました。</p> <p>理由としましては、着工予定が12月となっておりますが、来年4月以降になるということで、決定次第改めて申請されるということでございます。以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページで説明します。</p> <p>これは、農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>申請地は、篠坂字前田下モ 141 番 2、畑で 301 m²です。所有者が篠坂 177 番地の●●●●さんです。非農地の事由としては「平成10年頃、駐車場として使用し、現在に至る。」ということです。</p> <p>場所ですが、申請図の9ページに位置図を示しております。ここは先月、農地利用状況調査の結果報告で報告のあったところでございます。担当委員さん等々から所有者の方に指導がありまして、今回の申請となったものです。篠坂集落の国道373号沿いの農地でございます。11ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>3 番</p>	<p>この件につきまして、10月30日に本人さんと話をさせていただきました。この地は道路から一段下がった田んぼになっておりましたが、埋め寄せ等々も含めて嵩上げされて、そのまま現況のような使い方になってしまったようです。先ほどの事務局の説明と合致した内容でした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「農業振興地域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。</p>

	<p>智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>議案第4号につきましては、番号1について席番6番福安健委員が申請者となっておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(福安委員退席 午後2時18分)</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画変更の意見決定について説明します。智頭町長から農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興整備計画の変更について10月16日付で意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>1番は、申請者が大屋308番地の福安健さん。建築物等設置者が、同じく同番地の●●●さん。親子関係に当たります。場所は大屋字稲葉865番、田んぼで316㎡。事由としては一般個人住宅でございます。</p> <p>場所ですけれども、申請位置図の12ページに位置図を付けております。大屋集落内のちょうど真ん中辺の農地でございます。申請地の右側のところが福安さんの自宅となります。その左側に新しく離れを建てられるということです。13ページに公図を、14ページに配置図を付けております。道路沿いに、このような建物を建てられるという配置図です。15ページが現況の写真です。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、12番 竹下るみ子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
12番	<p>事務局の説明に相違ありません。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。 福安委員の復席を認めます。</p> <p style="text-align: center;">(福安委員復席 午後2時20分)</p>
議長(会長)	次に番号2について、事務局の説明を求めます。
事務局長	<p>番号2番です。申請者が埴師262番地の●●●●●さん相続人代表の●●●●●さんです。建築物等設置者も、同じく佐々木共繁さんです。場所は埴師字木戸口927番3で、畑。これは、163㎡の内57.2㎡です。理由としては墓地となります。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の16ページです。真ん中辺に黄色く示したところが申請地でありまして、これは長瀬集落から天木集落に上がる道路沿いの農地でございます。17ページに公図を付けておりまして、この隣接の972番2に掛けてですが、こちらは既に農振の除外地ですので、これについての申請はありませんけれども、この二筆に掛けて墓地を作られるというものです。面積も若干広いのですが、ここは将来的に町道の拡幅が予定されておるので、これも見越したうえで、ある程度の面積をみておられるということでございます。19ページは現況の写真でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	ただいまの説明に関連して、私、1番 小林功委員が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。
1 番	<p>●●●さんは家の隣に墓地を移したいという計画でおられました。隣接の方は神奈川県にお住まいで、現地の状況等も分からずには同意の判もいただけないということで、位置を変更して申請地に建てたいと計画されました。</p> <p>ここは町道天木線の途中で奥には森林セラピーロードもあり、現在4メートル弱の幅員ですが、将来5メートルまで拡幅しようという計画があります。そのため、ある程度見越しての面積計画を立てられたものです。</p> <p>以上です</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	よろしいですか。

	<p>それでは採決いたします。議案第3号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号2は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に日程第2 議案第4号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>今年8月に行った農地利用状況調査の調査結果に伴い、荒廃農地分類がB分類と判断した農地に対し、農地・非農地の判断を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>先月の総会で、農用地利用状況調査についての結果を報告させていただき、その中でB分類判定したものの一覧をお示ししたところですが、今回114筆 面積66,847㎡について農地・非農地の判断をお願いするものです。</p> <p>今回非農地と判断された農地は、今後所有者に非農地通知を送付し、町の税務住民課に対し地方税法第381条第7項の規定により法務局に対する登記地目の変更の届け出を行う旨を要請することとなります。その後農地台帳から削除することとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>皆さんの調査、判断に基づいて議案として提出しておりますが、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、全て非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第4号 全て非農地判断することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第5号「農地利用最適化推進施策に関する意見書について」を議題とします。</p> <p>農地法第38条第1項の規定により、別紙のとおり農地等利用最適化推進施策の改善意見を決議するものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>

事務局長	<p>「令和元年度 智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書(案)」いう2枚ものをお手元に配布しております。</p> <p>これは、各地区より1名の代表委員さんを選出した検討委員会を計2回開催し、その後、会長と事務方で若干の修正をしてまとめたものでございます。</p> <p>(朗読と説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第5号ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の15ページ、16ページになります。公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用でございます。計5件でございます。</p> <p>それぞれ、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。後はご覧になっていただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第3 報告第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。</p> <p>鳥取県知事より、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について別紙のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局長	<p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が鳥取県知事より認可されたので報告するものです。</p>

議長(会長)	<p>この報告案件は、5月の総会で農地中間管理機構に貸付を決議された案件でありまして、その土地が第三者に貸し付けられた報告になります。 以上です。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 智頭町農業委員会第8回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後3時24分)</p>
--------	---

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和元年11月8日

智頭町農業委員会議長 小林 功

智頭町農業委員会委員 葉狩 健一

智頭町農業委員会委員 福安 健